### 一般社団法人 京丹後市スポーツ協会定款

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京丹後市スポーツ協会と称し、英文では Kyotango City Sport Association と表記する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京丹後市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、スポーツの普及及び振興を通じて、京丹後市民の健全な心身の発達と 体力の向上を図り、明るく、健やかで豊かな市民生活の構築に寄与することを目的とする。 (事業)
- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 京丹後市におけるスポーツ団体の育成・強化と指導調整に関する事業
  - (2) 競技力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚に関する事業
  - (3) スポーツに関する調査・研究並びに啓発・指導に関する事業
  - (4) スポーツ事業の開催・実施及び後援並びに協力に関する事業
  - (5) スポーツ指導者の養成・研修及び派遣並びに連携に関する事業
  - (6) 青少年スポーツの振興及びスポーツ少年団の育成・指導に関する事業
  - (7) 地域スポーツの振興及び育成・指導に関する事業
  - (8) 市民へのスポーツ情報の提供及び広報に関する事業
  - (9) 障害者スポーツの振興及び障害者団体との連携に関する事業
  - (10) スポーツ施設等の管理運営に関する事業
  - (11) スポーツ関係功労者及び優秀選手の表彰
  - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (公告)
- 第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方 法により行う。

## 第3章 会 員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は有識者で社員総会において推薦された者。

(入会)

- 第7条 この法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申請書を提出 し理事会の議決を経て、正会員又賛助会員となる。
- 2 この法人は、京丹後市暴力団排除条例に規定している者及び団体の入会は認めない。 (会費)
- 第8条 正会員は、理事会において別に定める会費規程により会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費規程により賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費を免除する。
- 4 既納の会費は、理由の如何に関わらず返還しないものとする。 (退会)
- 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会する ことができる。ただし、本会に未納金がある場合は、支払ってから退会するものとする。 (除名)
- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって 当該会員を除名することができる。
  - (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
  - (2) 総正会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受けた場合又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他の拠出金品はこれを 返還しない。

# 第4章 社員総会

(種類)

第13条 この法人の社員総会(以下「総会」という。)は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 総会は次の事項を決議する。
  - (1) 会費の額
  - (2) 会員の除名
  - (3) 理事及び監事の選任及び解任
  - (4) 役員の報酬の額及びその基準
  - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (6) 事業計画及び収支予算の承認
  - (7) 定款の変更
  - (8) 解散、残余財産の処分
  - (9) 理事会において総会に付議した事項
  - (10) その他法令で定める事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要に 応じ臨時総会を開催する。

(招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の1週間(総会に出席しない正会員が書面又は電磁方法によって議決権を行使することができるようにする場合は2週間)前までに、正会員に対し会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によってその通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 2 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、

総会ごとに代理を証明する書類を提出しなければならない。

- 3 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権 の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の特別議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために必要不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び 議長が指名した理事2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3 名以上 3 5 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうちから代表理事1名を定め、代表理事をもって会長とする。
- 3 理事のうちから副会長若干名、専務理事1名、常務理事若干名を定めることができる。 (選任)
- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
  - 2 代表理事、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
  - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 5 他の同一団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会で定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事、常務理事は理事会の決定したところに従い、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行状況 を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬)

- 第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会に おいて別に定める総額の範囲内で別に定める報酬等の基準に従って算出した額を報酬等 として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行う為の費用を弁償することができる。 (名誉会長及び顧問)
- 第28条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 4 名誉会長及び顧問は会長の諮問に応じ、会長に意見を述べることができる。

5 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行う為に要する費用の支払い をすることができる。

# 第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職 (招集)
- 第31条 理事会は会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により副会長が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き会長がこれにあたる。 (決議)
- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、会長、副会長、専 務理事、常務理事の選定を行う理事会の場合は、他の出席した理事も署名若しくは記名 押印しなければならない。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間据え置かなければならない。

# 第7章 会計

(事業年度)

- 第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第36条 この法人の事業計画及び予算については毎事業年度の開始の前日までに会長が 作成し、理事会の承認を受け定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合 も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、据え置き 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出する。第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の付属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間据え置くとともに定款及び会 員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

### 第8章 基金

(基金の募集)

第39条 この法人は、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取り扱い)

第40条 基金の募集、割当て、拠出等の手続き、基金の返還等の取扱いについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金返還手続き)

第42条 拠出者に対する基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条 第2項に定める限度額の範囲内で行わなければならない。

# 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款の変更は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3分の2以上の決議によるほか、その他法令で定められた事由により解散することができ る。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、地方公 共団体若しくはこの法人に類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人に贈 与する。

## 第10章 委員会

(委員会)

- 第46条 この法人の事業を推進するために必要あるとき、理事会はその決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、正会員及び有識者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第11章 事務局

(事務局)

- 第47条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 専務理事が事務局長を兼任することができる。
- 4 事務局長及び事務局員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第12章 附則

(委任)

第48条 この定款の定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から令和4年3月3 1日までとする。

(設立時役員)

- 第50条 この法人の設立時役員は次のとおりとする。
  - (1) 代表理事 中村 基彦
  - (2) 理事

設立時理事 中村 基彦

設立時理事 谷口 雅昭

設立時理事 谷口 正郎

設立時理事 小谷 順一

設立時理事 小石原 正志

設立時理事 瀬﨑 久男

設立時理事 阪本 誠

設立時理事 前川 眞吾

(3) 監事

設立時監事 今井 みどり

設立時監事 辻村 実

2 前項に定める設立初年度の理事の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、 この法人設立後最初に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。 (設立時社員)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。(住所略)

設立時社員 中村 基彦

設立時社員 谷口 雅昭

設立時社員 谷口 正郎

設立時社員 小谷 順一

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人京丹後市スポーツ協会設立のためにこの定款を作成し、設立時 社員が次に記名、押印する。

設立時社員 中村 基彦 @

設立時社員 谷口 雅昭 即

設立時社員 谷口 正郎 ⑩